

給水装置工事設計施工基準

座間市上下水道局

目次

1章 総則	1
1・1 目的	1
1・2 用語の定義	2
1・3 給水装置の所有者	3
1・4 給水装置工事の種別	3
1・5 工事費・水道利用加入金・手数料・工事負担金	4
2章 構造及び材質	7
2・1 構造及び材質	7
2・1・1 給水装置の構造及び材質	7
2・1・2 給水装置の器具機材	15
2・1・3 給水装置工事材料の主な種類	15
3章 給水装置の基本計画	18
3・1 基本調査	18
3・2 給水方式の決定	19
3・2・1 直結式給水	19
3・2・2 給水水圧調査	22
3・2・3 3階建以上への直結直圧式給水	24
3・2・4 直結増圧式給水	24
3・2・5 既設建物における高置水槽への直結給水	35
3・2・6 貯水槽式給水	37
3・3 計画使用水量の決定	38

3・4	給水管口径等の決定	46
3・4・1	メーター口径の選定	46
3・4・2	給水本管及び給水管の口径決定	49
3・4・3	貯水槽容量の決定	55
4章	給水装置工事設計図面及び完成図面の作成	57
4・1	図面作成の基本	57
4・2	図面作成の標準	57
5章	工事申込み及び手続	65
5・1	給水装置工事申込み	65
5・2	完成届	68
5・3	設計変更	69
5・4	工事申込の取消し	70
5・5	各種許可関係	70
5・6	工事記録写真の標準	74
6章	給水装置の施工	80
6・1	管理者への連絡調整	80
6・2	給水装置の分岐	80
6・3	給水管の埋設深さ及び占用位置	85
6・4	給水管の明示	85
6・5	弁類等の設置	89
6・5・1	止水栓の位置	89
6・5・2	仕切弁の設置	91
6・5・3	排水弁の設置	91

6・5・4	消火栓の設置	92
6・5・5	空気弁の設置	92
6・5・6	排水設備の設置	93
6・5・7	口径75mm以上の定水位弁・水圧調整弁の設置	93
6・5・8	口径75mm以上の伸縮継手の設置	94
6・5・9	管路に取付ける活水器等	95
6・5・10	弁室等の設置	98
6・6	水道メーターの設置	98
6・7	土工事等	106
6・7・1	土工事	106
6・7・2	道路復旧工事	108
6・7・3	本復旧工事記録写真撮影基準	109
6・7・4	現場管理	112
6・8	配管	114
6・8・1	配管工事	114
6・8・2	私設消火栓の設置	122
6・8・3	給水装置への切替	122
6・9	給水装置の撤去	123
6・10	水の安全・衛生対策	124
7章	検査	130
7・1	主任技術者が行う検査	130
7・2	管理者が行う検査	131
7・3	検査の合否	133
7・4	給水装置所有者への引き渡し	133

参考資料